

○財務省告示第三百四十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年十月十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年十一月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（物価連動・十年）
（第十七回）

二 発行の根拠
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札の募入の決定をした後
に行われる入札であつて、財務
大臣が各国債市場特別参加者ご
とに応募限度額を定めるものに
よる発行（以下「国債市場特別
参加者・第Ⅱ非価格競争入札発
行」という。）

五 募入決定の
方法
各申込みのうち応募額の高い
ものからその応募額を順次割り

十 発 行 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	七 払 込 金 額					六 発 行 額					口		
			行 争 入 札 発 行	非 格 格 競 争	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 行	非 格 格 競 争	者 ・ 第 II		特 別 参 加	国 債 市 場
平成二十五年十月十日	す の 整 数 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金 簿	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	十 万 円	四 百 十 八 億 三 千 六 百 七 十 万 円	三 千 三 十 八 億 四 千 五 百 三 十 五	額	額	面 金 額 で 四 百 三 十 八 億 円	額	面 金 額 で 二 千 九 百 九 十 九 億 円	込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応	当 て る 。

十五
経過
利子

十四
額
法
計
算
想
定
元
金
額
想
定
元
金
発
行
日
の
率
利
率
發
行
価
格

募額を未出財還るれた基改た面こ三で数数づ価規律統月期け各
入を四満さ務期日たづ定だ金これ位除をのき統定第計前及びる利
決乗捨のれ大限日以場合くがし額を四捨五入したものとす。額
定じて五端る臣におの各利子財務大臣が公表さ
の得入したものとす。に額面金
通知を額とす。に額面金
を受けた者は、
額を四捨五入したものとす。に額面金
未満の端数があるときは、第三位
出さるる数（小数点以下第三位
財務大臣が定める方法により算
還る日以降の各利子支払期及び償
れた場合には、物価指数が定め
基づく消費物価指数が公表さ
改定が行われ、物価指数の基準
ただし、消費物価指数の基準
面金額を乗じて得た額とする。
ここれを四捨五入したものとす。
三位未満の端数があるときは、第
で除して得た数（小数点以下第
数のうち、生鮮食品を除く総合
数のうち、生鮮食品を除く総合
づき作成するため、全国消費者物
価統計の作成する全国消費者物
規統計する基幹統計である小売
律第五十三号）第二十九条第四
統計局が統計法（平成十九年法
月前の消費物価指数（総務省
期及び償還期限の属する月の三
ける想定元金額及び償還期にお
各利子支払期及び償還期にお

額面金額百円につき百四十六
五銭
年〇・一パーセント
發
行
日
の
率
利
率
發
行
価
格

の払込み

払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十二号の規定する日に払い込むものと

$$\text{額面金額の総額} \times 1.001 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{30}{365}$$

十六 初期利子

平成二十六年三月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{第十四号の規定により算出された支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十七 第二期以後の利子

毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{第十四号の規定により算出された各支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 償還期限
十九 償還金額

平成三十五年九月十日
第十四号の規定により算出された償還期限における想定元金額
ただし、当該想定元金額が額面金額を下回る場合には、額面金額とする。

二十 元利金支

日本銀行

二十一 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十二 払込期日

平成二十五年十月十日